

6 法人設立の登記

株式会社（発起設立）の登記は、本店所在地において、設立時取締役の調査が終了した日又は発起人が定めた日のいずれか遅い日から2週間以内にならなければなりません（会社法第911条第1項）。

農事組合法人の登記は、主たる事務所の所在地において、第1回出資の最後の払込みのあった日から2週間以内に行わなければなりません（農業協同組合法第74条1項）。

(1) 申請に必要な添付書類例

《株式会社（発起設立）》

登記の申請書に添付すべき書類については、商業登記法第47条第2項に記載されています。

- ① 定款（公証人の認証を受けた謄本）
- ② 発起人全員の同意書
 - ※ 設立に際して、発起人が引受けるべき株式数及び払込むべき金額、株式発行事項は発行可能株式総数の内容が定款に定められていない場合に必要。定款に定めがある場合、申請書には、「〇〇は定款の記載を援用する」と記載する。
- ③ 設立時代表取締役を選定したことを証する書面
- ④ 設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時監査役の就任承諾書
- ⑤ 印鑑証明書
 - ※ 代表取締役が就任承諾書に押印した印鑑につき発行後3ヶ月以内の市区町長が作成した印鑑証明書を添付する。
- ⑥ 設立時取締役及び設立時監査役の調査報告書及びその附属書類
 - ※ 会社法第28条各号に規定する変態設立事項に関する定めが定款に定められている場合に限る。
- ⑦ 払込みを証する書面
 - ※ 具体的な書面として、払込金受入証明書又は発起人が作成した設立に際して出資される財産の価額又はその最低額の全額の払込を受けたことを証明する旨を記載した書面に預金通帳の写しや取引明細表を合綴したもの等が該当する。
- ⑧ 資本金の額の計上に関する設立時代表取締役の証明書
- ⑨ 委任状（代理人に申請を委任した場合のみ必要）

《農事組合法人》

登記の申請書に添付すべき書類については、農協法第87条第1項に記載されています。

- ① 定款
- ② 出資の総口数及び出資第1回の払込みのあったことを証する書面
 - ・ 出資の総口数を証する書面・・・組合員の出資引受書
 - ・ 出資第1回の払込みがあったことを証する書面
 - ・ ・ ・ 出資金の領収書又は銀行等の出資金保管証明書

- ③ 代表権を有する者の資格を証する書面
 - ・ ・ ・ 発起人による役員（理事）選任決議書及び理事の就任承諾書
 - ※ 定款において、設立当初の役員の記載があれば、役員（理事）選任決議書を、定款で援用できる。設立当初の役員が発起人と異なる場合は、重複しない役員についての代表権を有する者の資格を証する書面が必要になる。
- ④ 委任状（代理人に申請を委任した場合のみ必要）
- ⑤ 主たる事務所の所在地番を証する書面 ・ ・ ・ 主たる事務所決議書
 - ※ 定款において、主たる事務所の所在地番の記載があれば、主たる事務所の所在地番を証する書面を、定款で援用できる。

(2) 設立登記の記載事項例

《株式会社》

設立において登記すべき事項は、会社法第 911 条第 3 項に列挙されています。

- ① 目的
- ② 商号
- ③ 本店及び支店の所在場所
- ④ 株式会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め
- ⑤ 資本金の額
- ⑥ 発行可能株式総数
- ⑦ 株式の譲渡制限に関する規定
- ⑧ 発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数
- ⑨ 取締役の氏名
- ⑩ 代表取締役の氏名及び住所
- ⑪ 公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め（公告方法について定めがないときは、官報で公告する旨）
- ⑫ その他、株式会社が定款などで定めている場合等に登記すべき事項
（例） 取締役会設置会社である旨

《農事組合法人》

設立において登記すべき事項は、農協法第 74 条第 2 項に列挙されています。

- ① 名称
- ② 事務所の所在地（事務所の所在地番まで記載する）
- ③ 事業
- ④ 地区
- ⑤ 出資 1 口の金額及びその払込みの方法並びに出資の総口数及び払込済みの出資の総額
- ⑥ 存立時期を定めたときは、その時期
- ⑦ 代表権を有するものの氏名・住所及び資格（理事の全員を記載する）
- ⑧ 公告の方法

(3) 登記書類作成のために用意するもの

登記申請の際に法人代表者の印を登録するため、印鑑（改印）届書及び印鑑カード交付申

請書を法務局に提出します。そのため次のものを用意する必要があります。

- ① 申請者の実印及び印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- ② 法人代表者の印（あらかじめ作成しておく）

(4) 登録免許税

- ① 株式会社の場合、資本金の7/1000。ただし、最低額は150,000円。
- ② 合同会社の場合、資本金の7/1000。ただし、最低額は60,000円。
- ③ 合名会社又は合資会社の場合、1件につき60,000円。
- ④ 農事組合法人は要しません。

(5) 変更登記事務

《株式会社》

設立登記の記載事項に変更（役員改選等）が生じたときは、2週間以内にその本店の所在地において変更の登記をしなければなりません。

《農事組合法人》

変更登記が必要な事項	定款変更の必要性	届出期間
事業 名称 地区 存立時期 公告の方法	必要	2週間以内
出資1口金額 出資払込の方法	必要	2週間以内
出資総口数 払込済出資総額	不要	事業年度終了後 4週間以内
理事の変更 ※重任（再選）の場合も必要	不要	理事選任の日より 2週間以内
代表権を有する者の氏名、住所及び資格	不要	2週間以内

(6) 定款変更届

農事組合法人は、定款を変更したときは、県知事に届け出が必要です。

（農協法第72条の13第2項、広島県農業協同組合法施行細則第3条第2項第1号）

届出先	必要書類	期限
県 （農林水産局 団体検査課）	農事組合法人定款変更届出書 （添付書類） ①理由書 ②変更した定款の新旧対照表 ③定款の変更が出資1口の金額を減少するものであった場合は、別に定める書類 ④変更の議決を行った総会の議事録の謄本	変更の日から 2週間以内